



社会福祉法人パール
在宅生活支援センター

在宅生活支援サービス(有償家事援助サービス)に関する契約書

申込者 _____ 様(甲)と、請負者 社会福祉法人パール在宅生活支援センター(乙)は、次のとおり契約します。

(目的)

第1条 乙は甲に対し、相互に助け合う精神に基づき、在宅ケア・サービスを提供し、甲はそのサービスを受けることによって、共に地域で安心して生活できることを目的とします。

(サービス実施に関すること)

- 第2条 乙は甲に適したケア・サービスを提供するため、ケア・サービス開始前に事前調査(初回アセスメント)を行います。その後、甲は乙より提供されるケア・サービスの内容について提示を受け、甲乙の合意の上でサービスを開始します。
- 2 甲は安全で健康を損なうことのないサービスを受けるため、かかりつけ医から得た情報を乙に提供します。
 - 3 乙は、ケア・サービスに関し十分な教育・訓練を受けたケア・ワーカーを派遣します。ただし、医療行為(医療的ケア)に該当する医師法で禁止されている行為は行いません。
 - 4 甲が乙のケア・ワーカーとの意思疎通を欠く場合や、その他不都合のあるとき、乙は誠意を持って対応します。
 - 5 乙は甲に関する情報の一切を、ケア・ワーカーが現職の間はもとより、退職した後も一切、第三者に漏らしません。

(サービス料金)

- 第3条 甲は、乙のケア・サービスの料金表に基づき、乙にサービス料金を支払います。
- 2 乙はサービス料金を月末で計算し、甲に請求します。甲は請求後、1ヶ月以内に所定の方法で支払います。

(解約)

- 第4条 甲は契約後、2週間以内にサービス利用がなかった場合のみ、この契約を解約することができます。
- 2 甲は、乙のケア・サービスが甲を傷つけたり、その自立を妨げる不適切なサービスと判断した場合、乙との話し合いにより、この契約を解約することができます。

(解除)

- 第5条 乙は、甲がサービス料金の支払いを著しく遅延したり、料金が払われなかった場合は、契約を解除することがあります。
- 2 甲が乙を中傷したり、その社会的信用を損なう行為があった場合、乙は甲と話し合いによる解決の努力をします。しかし、話し合いが成立しない場合は、この契約を解除することができます。

(損害賠償)

第6条 乙の責に帰すべき事由により、甲の身体を傷つけたり、またはその財物を破損・紛失した場合は、乙の責任において、適正な損害賠償を甲に対して行います。

(免責事項)

- 第7条 甲の予測できない急激な体調の変化、不測の事態に起因して発生した事故に関し、乙は責任を免れます。
- 2 乙の指示・依頼に反し、甲が行った行為によって発生した不測の事態についても同様です。
 - 3 地震、噴火等の天災、公権力の公使等事業者の責によらない事由により事故が発生した場合またはサービス実施が不可能になった場合についても同様です。

(サービス期間)

第8条 この契約の期間は、甲からの連絡がない限り、自動継続とします。

(その他)

この契約に定められていない事項や、その解釈に疑義が生じた場合、甲と乙は相互に助け合い共に地域で生きる精神に基づき、誠実に協議し、その解決に努めるものとします。

この契約を証するため、この契約書2通を作成し、甲と乙の代表が記名、捺印の上それぞれ1通を保管します。

契約締結日	年	月	日	
契約者 (甲)	住所			
	氏名			印
	電話番号			
利用者	住所			
	氏名			印
	電話番号			
(乙)	住所	〒150-0035 東京都渋谷区鉢山町3-27		
	名称	社会福祉法人パール 在宅生活支援センター		
		理事長 新谷 弘子		
	電話番号	03-5458-4816		